

熊本市自殺総合対策計画の策定について

【こころの健康センター】

1 概要（策定の根拠）

「熊本市自殺総合対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、区域内の自殺対策について定めるものとされており、「市町村自殺対策計画」として策定する。

現在の計画期間は、令和元年度から令和5年度の5年間。

2 計画期間

令和6年度から令和10年度まで

3 主な内容（ポイント）

全国的に減少傾向であった自殺者数は令和2年、増加に転じ、新型コロナウイルス感染症拡大以降、本市においても、自殺者が増加傾向である。

令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱及び第3期熊本県自殺対策推進計画並びに本市の自殺の状況を勘案して、こども・若者、女性、自殺未遂者への対策を重点施策として盛り込む予定である。

4 策定の進め方

(1) 市長を本部長とする「熊本市自殺対策推進本部」において計画案を協議する。

(2) 学識者、関係団体等外部委員による「熊本市自殺対策連絡協議会」において計画案を審議する。

5 スケジュール

時期	実施内容
令和5年 6月	議会報告（策定方針） 第1回自殺対策連絡協議会
9月	第2回自殺対策連絡協議会
10月	第2回自殺対策推進本部会議
12月	議会報告（素案） パブリックコメント実施
令和6年 1月	第3回自殺対策連絡協議会
2月	第3回自殺対策推進本部会議
3月	議会報告（最終案） 計画策定